

令和4年8月16日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

大分市いじめ問題再調査委員会  
委員長 内田 精治

令和2年度第2号事案の再調査の必要性に関する意見書

第1 意見の趣旨

いじめ防止対策推進法28条1項の調査を開始する時期の判断が妥当であったか否かについては、調査に不十分な点があることから、再調査を行うことが相当である。

その余については、いじめ防止対策推進法30条2項に基づく再調査の必要性はないものとする。

第2 意見の理由

1 当委員会に、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第30条2項に基づく再調査の必要性に関する意見の求めがあった。

いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という）は、再調査に関する本児童の保護者からの意見書を踏まえて、令和3年10月14日付調査報告書（令和2年度第2号事案）（以下「報告書」という）の内容、その判断の根拠となった資料等を精査し、意見の趣旨記載の結論となったが、その理由は以下の通りである。

2 再調査を検討すべき事項について

本件の対象児童である■■の両親から提出された意見書によれば、再調査を求める内容は、おおよそ次の通りである。

- (1) 調査内容の詳細を知りたい
- (2) 調査が不十分である

これらの意見書の内容を踏まえて、再調査を行うべきであるか、以下に検

討した。

### 3 調査内容の詳細を知りたいという点について

(1) 本児童の両親からの意見書では、「Ⅱ. 調査報告書について」「『第3 調査の経過と概要 2. 3. 4. 5』(P 11~21)について」の項で、「事情聴取が行われた各教員と市教委に対して、第三者委員からの質問と対象者の返答について詳細な記載を望む。」と記載され、「『第5 本児童が不登校になるまでの対応と問題点』(P 23)」の項でも「2021年2月1日に提出した調査依頼書には詳細な聞き取りを依頼している」と記載されており、調査の詳細な内容について知りたいという希望が述べられている。

また、「『第3 調査の経過と概要 6』について」という欄では、誰にどのような資料を使って聴取したかや、資料の内容を明らかにするように求めている。

(2) もとより、大分市いじめ問題第三者調査委員会(以下「第三者委員会」という)の報告書には、第三者委員会が調査した事項の全てを記載しなければならない訳ではなく、第三者委員会が報告書の結論を導くために基礎とした調査結果を記載すれば足りるというべきである。

本件の報告書では、「第3 調査の経過と概要」の項に調査した内容及び聞き取りをした場合にはその要旨が記載されており、(別紙)資料目録には第三者委員会が結論を導くために利用した資料の一覧が記載されている。

この記載から、第三者委員会がどのような資料に基づいて結論に至ったかについては明らかとなっている。

仮に聴取内容の要旨ではなく、聴取内容の全てを記載することになれば、事実認定に必ずしも必要がない情報が記載されるだけでなく、被聴取者が明らかにしてほしくない情報も記載されることになりかねず、妥当でない。

この点、調査の結果について、被害児童やその保護者へ適切に説明がなされるべきは当然であるが、聴取内容を開示するにあたっては、それにより開示を請求した者以外の者の権利利益が害されるおそれがあるか否かや、開示により、それ以後の聞き取り調査に支障を生じることがないかなどを考慮した上で開示がなされるべきであるから、そのような配慮をすることなく、全ての聞き取り調査の内容を開示することもまた妥当な対応ではない。

(3) また、誰にどのような資料を提示して聴取したかや、その資料内容の開

示を求める点についても、具体的に聴取の中でどのように示したかを全て記載することになれば、上述の聴取内容の全てを開示した際と同様の弊害を生じる可能性もあるのであり、妥当でないことは同様である。

(4) 本件の報告書には、上述のように結論を導くために必要な範囲で調査内容が記載されており、報告書の内容に不十分な点はない。

よって、詳細な内容を知りたいという点について、再調査を行う必要性はないと思料する。

#### 4 調査が不十分であるとする点について

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、「学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合」には再調査を行うことを検討するとされている。

本件の第三者委員会の調査は、①本事案の事実関係の調査、②学校の対応及び再発防止に関する提言を目的とするものであることから、この目的達成のために必要十分な調査が行われたか否かが問題となる。

もっとも、過去の事実を認定するという調査の限界からすれば、必ずしも全ての事実を証拠により認定することはできないのであり、その限界も考慮されるべきである。

本児童の保護者からの再調査の申立のあった事項は以下の各項目であるので、上記の視点も踏まえて再調査の必要性について検討する。

(1) 本児童の保護者の意見書「I. 調査報告書全体について」の欄で「調査内容について“学校関係者”“市教委”に対し“いつ”“誰が”“どこで”“どの様な内容で”“何回”指導・指示・対応していたのか調査を依頼した。しかし、調査報告書ではその点が全て記載されていない。」と記載され、調査報告書全体について調査が不十分であったという趣旨で再調査を求めていると考えられる。

報告書第1第3項「当委員会の任務」の項では、第三者委員会の任務として、①本事案の事実関係の調査、②学校の対応及び再発防止に関する提言を目的としており、その目的を達成するために必要な調査を行うことが求められていた。

報告書によれば、事実関係の認定のために必要な調査は行われ、いじめに該当する事実等は適切に認定されている。

それに基づく提言もなされていることから、報告書全体について、およそ調査が不足しているということは認められない。

この意見書では、具体的な項目について、調査が不足しているという主張がなされているが、これらはそれぞれの項目について検討し、検討結果は各項目の欄に記載する。

(2) 本児童の保護者の意見書「5-⑥(p21)」の欄では、「市教委が考える「重大事案」の明確な定義を示し、また本件を「重大事態」ではないと判断した明確な理由を望む」と記載され、「Ⅲ. 重大事態の扱いについて(P29)」「◆2020年8月6日」の欄でも「当時なぜ重大事態と認識を改め対応しなかったのか理由を知りたい」と記載され、「◆2020年12月10日」の欄でも「市教委は“重大事案”“事例がない”と言うばかりで重大事態扱いにならなかった」「なぜ事例がないと動かないのか理由を知りたい」と記載されており、大分市教育委員会(以下「市教委」という)が法28条の重大事態と早期に判断しなかった点について、再調査を求めている。

報告書は、第5第3項において市教委が介入した段階では既にいじめの事実の確認ができていたとした上で、本事案の解決方針について、「この段階では、本児童の保護者も市教委も、市教委の指導のもとで学校が謝罪の会を設けることによって不登校が解消可能との認識があったといえる。」として、本児童の保護者も含めて、第三者委員会による調査を行うのではなく、謝罪の会を設けることによって解決することが合意されていたとされている。

このため、重大事態として第三者委員会による調査を行うという結論とはならなかったとされており、この判断の妥当性について報告書は「いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)28条1項2号の不登校重大事態に当たりうるとしても、学校や教育委員会は、法23条の学校による措置や法24条の学校の設置者による措置を取り続ける。したがって、法28条1項2号の不登校重大事態について事実を明確にするための調査を開始することは、開始時機の判断も含め、非常に難しい。」と記載され、この判断自体は不適切と評価されるものではないとされている。

しかし、謝罪の会による問題解決と法28条による重大事態の調査は、いずれかが選択的に行われるものではなく、並行して行うことによって、謝罪

の会等による当該事案の解決を図りつつ、本事案へのこれまでの対処の是非の検討及び同種事案の発生防止を図るために調査を行うことも可能である。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の（第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合）の項によれば、「学校いじめ対策組織の法第23条2項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者）が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合がある。ただし、学校の設置者及び学校の対応の検証や、再発防止策の策定については、新たに第三者調査委員会等を立ち上げるかを適切に判断する必要がある。」とされており、既にいじめの全貌が十分に明らかにされていたとしても、学校の設置者及び学校の対応の検証を行う必要があるかは適切に判断することとされており、いじめの事実確認ができていたからといって、法28条による調査を行わなくて良いということではない。

報告書は診断書が提出されていたことについて「医師は、いじめの状況について保護者からの情報しかない中でそれを踏まえた評価を提供せざるを得ない場合もある。本児童の診断書についても、その記載内容だけで、法28条の「重大事態」として必ずしも扱われなければならないものではない。」としている。

確かに、診断書の内容に常に拘束されなければならないという訳ではないが、少なくとも診断書に記載されたような臨床症状が発生しているのであるから、この点は少なくとも考慮されるべきであった。

第三者委員会の聴取結果によれば、診断書を作成した■■■医師には、■■■教諭、■■■校長とで話を聞きに行き、その結果は市教委に報告されており、市教委も担当者だけでなく、上席とも相談の上で対応していたようである。

報告書にもあるように、当初は謝罪の会を開くことなどにより、事案を解決することを模索しており、第三者委員会では謝罪を行わせることができないことから、第三者委員会の調査を行うのではなく、謝罪の会を開くことによる解決を優先した。

もっとも、上述のように、謝罪の会による問題解決と法28条の調査を並行して行えないものではなく、いじめの全貌が明らかになっている場合であっても学校の設置者及び学校の対応の検証を行う必要がある場合には、法2

8条の調査を行うことも検討しなければならない。

本件で、実際に法28条の調査を開始した時期よりも早期に調査を開始すべきであったか否かという点について、報告書の調査は十分ではなく、この点について再調査を行うべきである。

具体的には、市教委がどのような判断のプロセスで法28条の調査の開始の要否を判断したかの調査を行うため、市教委の上席等から聞き取りを行うことが検討されるべきである。

(3) 本児童の保護者の意見書「5-⑧(p21)」の欄では、「市教委は当該学校に対し「いつ・何処で・誰に・どんな内容で・どの様な方法で」周知を行っていたのか、また当該学校はどの様に全職員へ周知をしていたのか詳細を明らかにしてほしい」とあり、いじめ問題対応マニュアル等の周知に関しての調査が不足しているとの申出であると考えられる。

この点について、報告書では、第5第2項「当該学校の問題点」において、「本事案の最大の問題点は、当該学校の学校いじめ防止基本方針に沿った対応をしていないことである。」と記載され、「当該学校の学校いじめ防止基本方針を参照することなく、自分の経験や自分なりの組織的対応の理解に基づき、個人の判断で行動していた結果、組織的対応が機能していなかった。」と問題点が明らかにされている。

それを踏まえて、第7「当委員会の提言」では、第2項「学校いじめ防止基本方針の工夫」、第3項「いじめ防止対策委員会の持ち方の工夫」、第4項「教員に対する研修の徹底」の各項目で、多くの提言がなされている。

市教委は、大分市いじめ防止基本方針、大分市いじめ問題対応マニュアルを作成しており、第三者委員会による市教委担当者の■■■への聴取によれば、市教委は、生徒指導連絡会を年2回開催して生徒指導担当者へのこれらの周知を行い、いじめ不登校等対応研修を年2から3回行っているということである。

学校における研修について、報告書第5第2項(1)ウでは「毎年各教員においていじめ対応に関する研修を受けているようである。しかし、それでもこの有り様であり、管理職をはじめとする各教員においていじめ問題に真剣に取り組む姿勢が不十分である。」と指摘されているように学校において研修も行ってはいたのに、その知識が定着していなかったというものである。

これらのことからすれば、本件で組織的対応ができていなかったのは、市教委の問題というよりも、学校における問題であると考えられ、そうであるからこそ、第7「当委員会の提言」において、「学校いじめ防止基本方針の工夫」、「いじめ防止対策委員会の持ち方の工夫」、「教員に対する研修の徹底」という各提言がなされており、これらの提言は再調査委員会としても妥当であるとする。

本件では、当該学校がいじめ防止基本方針に沿った対応ができていなかったことや、それに対する提言はすでに報告書に記載されており、市教委の対応に関する調査が不十分であると評価することもできないことから、本児童の保護者が要望する事項の再調査が必要であるとは認められない。

よって、この点に関する再調査の必要性は認められない。

(4) 本児童の保護者の意見書「『第5 本児童が不登校になるまでの対応と問題点』(P23)」の欄では、ファミリーフェスタでの面談に関して、「当時誰が判断して杜撰な面談結果になったのか明確にしてほしい」と記載されている。

この点について、報告書第5第2項(1)アでは「3年次のファミリーフェスタにおける被害・加害児童双方の保護者の面会も、教員と当事者間で事前に会の持ち方、内容、到達目標等の共有に向けた調整がなされていなかった。本事案の問題解決の意図が不十分で、解決への道筋を示されないまま行われたため、被害・加害側が互いに不信感を抱くことになった。その結果、互いに家庭教育を通じての適切な指導がなし得ず、いじめの防止策として機能しなかったというべきある。」と記載されており、教員と当事者間での調整が不足していたことが問題であった旨の指摘がなされている。

そして、このような問題点があったことを踏まえて、第7「当委員会の提言」がなされているのであり、提言をするために必要な範囲での問題点に関する事実確認はなされている。

調査において、過去に発生した事実の全てについて、細部まで認定することは、過去の事実の調査であることから限界もある上、時間的、人的な制約もあることから、妥当ではなく、本事案の事実関係の調査及び学校の対応及び再発防止に関する提言をするという目的の範囲で必要十分な調査が行われることが必要であり、それで足りるというべきである。

本件では、上述のように必要な範囲での調査はなされており、調査が不足しているとは判断されないことから、再調査の必要性は存しない。

(5) 本児童の保護者の意見書「3. 市教委の問題点 (P 28)」の欄では、「当該学校に対し「いつ・何処で・誰に・どんな内容で・どの様な方法で」指導・再指導を行っていたのか、具体的な回答を望む」と記載された上で、2018年度から2019年度の市教委の対応についての調査を求める旨の記載がされている。

確かに、報告書(別紙)主な経過一覧表では、2018年9月20日に「■■■から本児童へのいじめについて、市教委に「いじめ第一報」を提出する」との記載があるが、これに対する市教委の対応については記載がない。

第三者委員会による市教委担当の■■■への聴取によれば、いじめ第一報は、いじめが発生した場合に市教委へ提出され、続報はその後3か月を目途に提出されることになっており、件数としては年間1000件程度ということである。

また、聴取結果によれば、いじめ第一報及び続報の内容を確認し、市教委において詳細を確認した方が良いと判断したものについては学校に連絡を入れ、それ以外にも学校から関与が求められたものがあった場合には、それについても関与するということである。

この点、年間に報告される1000件程度の全ての事案について、全件に市教委が介入することは実質的に困難であり、妥当でもない。

第三者委員会は、本件に関するいじめ第一報及び続報の内容を確認しており、報告書第5第2項(2)エでは、「いじめ続報においても、市教委が目留めるような記載ではなかった。そのため、市教委が事態を正確に把握し、適切な指導や助言をなし得なかったと思われる。」と記載されている。

このように第三者委員会は、いじめ第一報及び続報の内容を踏まえ、市教委の対応について、指摘すべき問題点がなかったものと判断したものと考えられる。

再調査委員会においても、市教委が関与した2020年4月以前のいじめ第一報及びいじめ続報の内容から、学校の対応に任せるのではなく、市教委が介入する必要性があったと判断することはできず、この点について、調査が不足しているとも評価できない。



よって、この点についての調査は不足しておらず、再調査の必要性はない。

(6) 本児童の保護者の意見書「重大事態の扱いについて (P 29)」 「◆2020年4月14日【ボイスレコーダー①37分45秒~】」の欄では、「何故、組織的対応や重大事態の対応にならなかったのか明らかにして欲しい。」との記載があり、この点の調査が不十分であるという趣旨と考えられる。

報告書では、第5第2項「当該学校の問題点」の欄で「自分の経験や自分なりの組織的対応の理解に基づき、個人の判断で行動していた結果、組織的対応が機能していなかった」としており、第7「当委員会の提言」では具体的な提言を行っている。

このように、問題点がどこにあったかという認定がなされ、それに基づく提言もされていることからすれば、必要な調査はなされていると評価できることから、この点についての再調査の必要性はない。

(7) 本児童の保護者の意見書「重大事態の扱いについて (P 29)」 「◆2020年4月17日【ボイスレコーダー②46分4秒~】」の欄では「何故、主治医に息子の症状について確認を取らなかったのか理由を知りたい。」と記載されている。

これは、市教委が主治医に確認を取らなかったことが問題であり、市教委の対応の問題点として、この部分の調査が不足しているという趣旨であると思われる。

この点について、報告書では、市教委が確認を取らなかったことは問題点としては記載されておらず、この点を特段問題であるとは判断しなかったと理解される。

再調査委員会としても、主治医には学校関係者が連絡を取っていることから、必ずしも市教委が主治医に確認をしなければならなかったとは思われず、市教委が主治医に連絡を取らなかったこと自体が問題であるとは判断できない。

よって、再調査の必要性があるとは認められない。

(8) 本児童の保護者の意見書「◆2020年12月10日」欄には「第三者委員会も主治医に対して息子の症状等で問合せをしていなかったのはなぜか」と記載されており、この点の調査が不足しているという趣旨だと理解で

きる。

第三者委員会は、①本事案の事実関係の調査、②学校の対応及び再発防止に関する提言を目的としており、このために必要十分な調査を行う必要があるが、第三者委員会の判断として、主治医に問い合わせることは上記目的達成のための調査として必須のものではないと判断したと思われる。

再調査委員会としても、診断書が調査の対象資料として提出されていること、第三者委員会には医師の資格を持つ委員も参加しており、医学的知見を踏まえても問い合わせの必要性はないと判断したと考えられることから、この点について、第三者委員会の調査が不十分であるとは判断できない。

よって、この点について、再調査の必要性は認められない。

(9) 本児童の保護者の意見書「◆当委員会の提言」欄では、「当該事案に対してガイドラインに沿った対処含め提言を記載してほしい。」と記載され、「◆その他」の欄では「今後、どの様に息子を回復させるつもりなのか具体策を知りたい」と記載されており、いずれも本事案に対する具体的な解決方法に関する提言を求めるものと考えられる。

本件で第三者委員会の目的とされたのは、①本事案の事実関係の調査、②学校の対応及び再発防止に関する提言であり、この目的に沿った調査及び提言は行われている。

この点、「不登校重大事態に係る調査の指針」には、「今後の支援方策」を検討することが重要である旨が記載されているが、同指針では、「学校が調査に当たること」が原則となっている。

学校が調査主体の場合には、児童の様子も把握しており、学校生活において、児童に対応しているのであるから、支援方策を提言に記載することは適切である。

これに対して、第三者委員会の調査については、事案の事実関係を調査し、学校対応の問題点を指摘することや、同種事案の再発防止を目的としているのであり、直接、児童への対応を行うことは予定されていない。

現に学校が対応をしている事案について、第三者委員会が特に提言をすべきと判断した場合には、その点について提言することは禁止されていないものの、そのような提言がなされなかったからといって、調査が不足していると評価できるものではない。

よって、この点に関する再調査の必要性は認められない。

(10) 小括

再調査の申立書に基づき、調査の不備を理由としていると思われる各点について、内容を検討したところ、意見の趣旨に記載した内容の結論に至った。

その余の点に関しては、いずれの事項についても十分な調査がなされていないとは評価できない。

6 結論

以上のように、再調査委員会としては、意見の趣旨記載の結論に至ったものであり、そこに記載した以外の点については、第三者調査委員会の具体的調査内容について、十分な調査がなされていることから、再調査の必要はないものと判断する。

以 上